

# 公益社団法人日本口腔外科学会専門医制度委員会規則

2005年10月24日 総会承認  
2006年10月12日 一部改正  
2012年10月18日 一部改正  
2013年10月10日 一部改正

## 第1章 総則

第1条 公益社団法人日本口腔外科学会専門医制度規則第3条第1項に定める専門医制度委員会、認定医・専門医資格認定審査会、研修施設資格認定審査会の構成及び運営等については、この規則及び別に定める専門医制度施行細則による。

## 第2章 専門医制度委員会

第2条 専門医制度委員会（以下「本委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員8名、計10名をもって組織する。

2 本委員会の委員長、副委員長及び委員は、認定医・専門医資格認定審査会及び研修施設資格認定審査会の委員長、副委員長及び委員を兼任することはできない。

3 委員長及び副委員長の選任は、専門医制度規則第3条2項による。

4 委員は、口腔外科指導医の資格を有する代議員の中から委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第3条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたとき、理事長は速やかにこれを補充する。

3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代行する。

第5条 本委員会は、専門医制度規則第4条第1項に定める業務を所掌するほか、理事会の諮問事項について審議し、答申する。

2 本委員会は、委員3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 本委員会は必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

2 本委員会に、特定の事項について審議するため、小委員会を置くことができる。

第7条 この規則に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

## 第3章 認定医・専門医資格認定審査会

第8条 認定医・専門医資格認定審査会（以下「専門医審査会」という。）は、専門医制度規則第5条第2項に定める業務を所掌する。

第9条 専門医審査会は、委員22名をもって組織し、委員の支部別構成定数は、北日本支部3名、関東支部7名、中部支部3名、近畿支部3名、中国四国支部3名、九州支部3名とする。

2 委員は、各支部において選出し、本委員会及び理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員の改選は、各支部の委員定数の3分の1を2年ごとに改選するものとする。

5 委員は、口腔外科指導医でなければならない。

第10条 専門医審査会の委員長及び副委員長の選任は、専門医制度規則第3条第2項による。

2 委員に欠員を生じたとき、委員長は速やかにこれを補充する。

3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 専門医審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第12条 この規則に定めるもののほか、口腔外科認定医及び口腔外科専門医の資格認定等の実施に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

#### 第4章 研修施設資格認定審査会

第13条 研修施設資格認定審査会（以下「研修施設審査会」という。）は、専門医制度規則第7条第2項に定める業務を所掌する。

第14条 研修施設審査会は、委員15名をもって組織し、委員の支部別構成定数は、北日本支部2名、関東支部5名、中部支部2名、近畿支部2名、中国四国支部2名、九州支部2名とする。

2 委員は、各支部において選出し、本委員会及び理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員の改選は、各支部の委員定数の半数を2年ごとに改選するものとする。

5 委員は、口腔外科指導医でなければならない。

第15条 研修施設審査会の委員長及び副委員長の選任は、専門医制度規則第3条第2項による。

2 委員に欠員を生じたとき、委員長は速やかにこれを補充する。

3 補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 研修施設審査会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第17条 この規則に定めるもののほか、研修施設及び准研修施設の資格認定等の実施に関し必要な事項は、別に定める専門医制度施行細則による。

#### 第5章 補 則

第18条 本規則は、2005年10月24日から施行する。

第19条 本規則の改正は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。